## 山元町監査告示第1号

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体の監査を行ったので、その 結果を次のとおり公表する。

令和元年9月13日

山元町監査委員 淀川 昭山元町監査委員 岩佐 哲也

## 財政援助団体監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体の監査を実施したので、 その結果を同条第9項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 日 時 令和元年8月26日(月)午前9時30分~
- 2 場 所 役場 監査委員室
- 3 対 象 山元町文化協会補助金
- 4 監査の着眼点
  - ・事業計画書、予算書に基づいた執行がなされているか。
  - ・補助金は効率的に運用されているか。
  - ・会計帳票類が適正に処理されているか。
- 5 監査結果

補助金の交付目的及び事業内容は適正に執行されている。また、事務処理についても適正に処理されていると認められた。